1－5－9　現地調査

(32)　本邦生産者質問状について、回答書が提出された本邦生産者2者に対し、**「表5　現地調査の実施状況」**のとおり、現地調査への同意を求める通知書を送付し、問い合わせを行った。これに対し、本邦生産者2者すべてから同意を得た。

(33)　上記の本邦生産者と現地調査の日程を調整した。日程決定後、対象者に対し、通知書、現地調査に係る説明及び調査項目を記載した書面を送付[36]し、**「表5　現地調査の実施状況」**のとおり現地調査を実施した。現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、当該現地調査結果報告書を現地調査の対象となった本邦生産者へ送付[37]し、確認を求めた。当該報告書に対し本邦生産者から一部趣旨を正確にするための修正の要望があり、これを認めた。

表5　現地調査の実施状況

対象者	同意を求める通知日	実施日
三井化学株式会社	平成26年9月29日	平成26年10月23日～10月24日
日本ポリウレタン工業株式会社（現東ソー株式会社）	平成26年7月11日	平成26年7月22日
	平成26年10月3日	平成26年11月4日～11月5日

(34)　代替国の生産者質問状について、回答書が提出された生産者に対し、現地調査実施への同意を求める通知文を送付し同意を得た。当該生産者と現地調査の日程を調整し、日程決定後、対象者に対し、通知書、現地調査に係る説明及び調査項目を記載した書面を送付[38]し、現地調査を実施した。現地調査終了後、現地調査結果報告書を作成し、当該現地調査結果報告書を現地調査の対象となった生産者へ送付[39]し、確認を求めた。当該報告書に対し生産者から意見はなかった。

1－6　秘密の情報

(35)　提出された書面（申請書を含む。）、証拠及び意見の表明に係る書面並びに現地調査結果報告書について、秘密として取り扱うことを求められたものについては、その旨及びその理由を記載した書面を提出させた[40]。

1－7　証拠等の閲覧

(36)　提出された書面（申請書を含む。）、証拠及び意見の表明に係る書面（秘密の情報については公開用要約に限る。）並びに現地調査結果報告書（秘密の情報については公開用要約に限る。）について、利害関係者に対して閲覧に供した[41]。

1－8　開示範囲及び秘密情報の要約に係る指摘

(37)　閲覧に供した回答書における秘密扱いとされている箇所の範囲及び秘密情報の要約の適切性について、利害関係者に対し意見を求めた。これに対し、利害関係者からの意見は提出されなかった。

(38)　調査当局が閲覧に供した回答書における秘密情報の要約の適切性及び秘密扱いをした理由について、回答書を提出した利害関係者に指摘したところ、指摘を受けた利害関係者から秘密情報の要約及び秘密扱いをした理由を修正した回答書及び秘密扱いの理由書が提出され、これを閲覧に供した。

1－9　知ることができた事実（ファクツ・アヴェイラブル）の適用

(39)　調査当局が知り得た供給者8者及び輸入者2者に対し、供給者質問状及び輸入者質問状を送付し、指定された期限までに回答しない場合、日本国政府は、協定6.8、協定附属書Ⅱ及びガイドライン10.に基づき、知ることができた事実に基づいて本件に関する最終的な決定を行うことができる旨明示し、回答を求めた。しかし、すべての供給者及び上記(16)において利害関係者から除かれた者以外の輸入者が妥当な期間内に必要な情報を提供しなかったことから、中国を原産地とする不当廉売された貨物の輸入の事実等について、調査当局は知ることができた事実により決定した。

1－10　仮の決定の基礎となる事実の開示

(40)　平成26年12月4日、本件に関し、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することについての決定（以下「仮の決定」という。）を行い、その旨及び仮の決定の基礎となった事実（以下「中間報告書」という。）を直接の利害関係人に対し書面により通知するとともに、仮の決定を行った旨を官報で告示[42]した[43]。中間報告書は、同日、財務省及び経済産業省のホームページに掲載した。なお、当該告示及び書面による通知において、証拠の提出及び意見の表明（以下「反論及び反証」という。）[44]についての期限を同年12月24日とした上で、同月17日までに提出された反論及び反証は閲覧に供し、提出された反論及び反証に対する反論及び反証についての期限を同月24日とした。また、中国政府に対しても仮の決定を行った旨及び中間報告書を送付[45]した。

1－11　仮の決定に対する反論等

(41)　仮の決定に対する反論等については、その期限である平成26年12月17日及び24日まで

36　ガイドライン9.

37　ガイドライン9.

38　ガイドライン9.を準用

39　ガイドライン9.を準用

40　協定6.5、政令第10条第1項及び第2項

41　政令第11条

42　平成26年財務省告示第364号

43　協定12.2及び政令第13条の2

44　協定6.2、政令第10条第2項又は第10条の2第2項、政令第12条の2第2項及びガイドライン12.(1)

45　協定12.2